

特別定額給付金事業の受付開始時期等について

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

これを受け、千葉市では、受付開始時期等を次のとおりとしましたので、お知らせします。

1 受付開始日

(1) オンライン申請方式

令和2年5月15日（金）

※ 口座振込は、令和2年5月下旬から順次行います。

(2) 郵送申請方式

申請書の発送時期を令和2年5月下旬～6月初旬で調整中

※ 口座振込は、申請書の受理後、最短で2週間程度を予定しています。

2 申請方法

以下の方法により、世帯主の方が、同一世帯全員分の申請を行います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口における申請受付は行いません。

(1) オンライン申請方式

オンライン申請方式はマイナンバーカードをお持ちの世帯主の方が行うことができます。マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯員の情報や振込先口座情報を入力した上で、振込先口座確認書類をアップロードし、電子申請を行うことができます。

【URL】 <https://myna.go.jp/>

(2) 郵送申請方式

市から世帯主宛てに申請書を郵送しますので、振込先口座情報等を記入し、本人確認書類及び振込先口座確認書類とともに、同封する返信用封筒を郵送することで申請を行うことができます。

3 その他

郵送申請の時期やコールセンターの開設時期等については、5月7日頃、改めてお知らせします。